

元城監第20号  
令和元年9月5日  
(2019年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市監査委員 川村 和久

城陽市監査委員 上原 敏

平成30年度(2018年度)城陽市財政健全化審査  
の意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された平成30年度(2018年度)健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

## 平成30年度（2018年度）財政健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の結果

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に準拠して作成され、健全化判断比率は適正に算定されているものと認められる。

健全化判断比率	平成30年度	早期健全化基準
	(%)	(%)
① 実質赤字比率	—	12.75
② 連結実質赤字比率	—	17.75
③ 実質公債費比率	8.8	25.0
④ 将来負担比率	97.3	350.0

#### (1) 実質赤字比率

平成30年度(2018年度)の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、実質収支額は、6,550万6千円であり、平成29年度(2017年度)の2,276万4千円と比較すると、4,274万2千円の増加である。

#### (2) 連結実質赤字比率

平成30年度(2018年度)の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、連結実質収支額は21億8,319万9千円であり、平成29年度(2017年度)の20億6,644万7千円と比較すると1億1,675万2千円の増加である。

### (3) 実質公債費比率

平成30年度(2018年度)の実質公債費比率は8.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを16.2ポイント下回っている。

なお、平成29年度(2017年度)の実質公債費比率の9.4%と比較すると0.6ポイント下回っている。

本比率は、3箇年平均値であり、今年度の単年度比率は8.2%となっており、前年度分の算定対象であった3箇年の内、今年度の算定対象外となった平成27年度(2015年度)の単年度比率の9.9%と比較して、1.7ポイント下回ったことによるものである。

また、今年度の単年度比率8.2%は、平成29年度(2017年度)の単年度比率8.3%と比較すると、0.1ポイント下回り、これは、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額の増加等によるものである。

### (4) 将来負担比率

平成30年度(2018年度)の将来負担比率は97.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを252.7ポイント下回っている。

なお、平成29年度(2017年度)の将来負担比率の31.5%と比較すると65.8ポイント上回り、これは、債務負担行為に基づく支出予定額等が増加したことによるものである。

### (5) まとめ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指標は、国の示す基準との比較では健全段階の範囲で推移しているものの、大規模事業の進捗に伴って地方債現在高は増加傾向にある。

将来負担比率は、文化パーク城陽施設借上事業の将来支出予定額を将来負担額に含めたことにより、前年度から大きな変動となっているが、これは本市の将来負担をより正確に反映したものと言える。

今後、本市は将来に向けたまちづくりが本格化する時期を迎え、事業実施に伴う起債発行額の増加により、実質公債費比率や将来負担比率が上昇することが考えられるが、引き続き財政規律の堅持に努め、健全な財政運営を推進されるよう望むものである。

## 参考資料

### 1 用語解説

#### (1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支額の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すもので、歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

#### (2) 連結実質赤字比率

すべての会計の実質収支額等の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものであり、市全体の歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

#### (3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの健全度を示したものであり、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本にする額で除して算定される数値の3箇年間の平均値である。

#### (4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や地方公共団体として将来、支払う可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、地方公共団体が将来的に負担することになっている実質的に負債に当たる額から負債の償還に当てることができる基金等の額を控除の上、標準財政規模を基本にする額で除したものである。

## 2 対象範囲の図表

一般会計等	一般会計					
	一般会計等に属する特別会計	該当なし				
公営事業	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業		<p>※公営企業会計ごとに算定</p>		
		介護保険事業				
		後期高齢者医療事業				
	公営企業会計	法適用公営企業			水道事業	
		法非適用公営企業			公共下水道事業	
久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業						
一部事務組合・広域連合	城南衛生管理組合					
	京都府後期高齢者医療広域連合					
	京都地方税機構					
	京都府自治会館管理組合					
	淀川・木津川水防事務組合					
地方公社・第三セクター等	城南土地開発公社					
	(公財)城陽市民余暇活動センター					
	(株)サンガタウン城陽					
	(一財)城陽山砂利採取地整備公社					